

大口町

令和5年度 工事技術調査結果報告書

令和6年2月19日（月）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和6年2月8日（木）

場 所：大口町役場3階第5委員会室及び工事現場

監査執行者：大口町代表監査委員（識見）
大口町監査委員（議選）

後藤 滋幹
丹羽 勉

監査立会者：会計管理者
監査委員事務局長
監査委員事務局主査

喜来 美樹
服部 昭彦
武田 久美子

調査対象工事：橋梁建設工事（仮）狭間橋

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部	部長		山本	重徳
〃	建設課	課長	岩崎	義宏
〃	〃	主幹	加納	和広
〃	〃	主査	櫻井	真吾
〃	〃	主任	小川	貴臣

総務部	行政課	課長	水野	友春
〃	〃	課長補佐	渡邊	大介
〃	〃	主任	武田	達也
〃	〃	主事	森	勇樹

工事受注者	丸周建設株式会社			
	現場代理人・主任技術者		倉田	芳孝
	専務取締役		一柳	喜久雄

2 工事場所 大口町替地三丁目地内

3 工事背景

地域の生活道路を新たに整備する中で、道路利用者及び河川流域住民の利便性向上を目的として一級河川矢戸川の渡河部に当該橋梁を建設します。

また、建設地の上流には、近接する既設橋梁（民間所有）が存在しますが、歩道を有さず、計画道路幅に見合った幅員を満たさないことから、旧管理者（民間企業）との協議のもと、費用を負担いただき、当該橋梁の架設と旧橋の撤去工事を実施します。

(1) 工事概要

幅員：W=11.5m

上部工：斜角門型カルバート橋

下部工：2基（コンクリート基礎）

護岸工：A=65.0 m²

舗装工：A=184.6 m²

(2) 工事受注者 丸周建設株式会社

事後審査型制限付き一般競争入札（参加11者）事後公表 電子入札

(3) 設計及び工事監理

設計：株式会社三愛設計

工事監理：直営

(4) 事業費

当初

設計金額（税込）53,997,900 円（うち消費税及び地方消費税額 4,908,900 円）

契約金額（税込）53,680,000 円（うち消費税及び地方消費税額 4,880,000 円）

落札率：99.41%

変更

設計金額（税込）59,233,900 円（うち消費税及び地方消費税額 5,384,900 円）

契約金額（税込）58,884,100 円（うち消費税及び地方消費税額 5,353,100 円）

(5) 工事期間

令和 5 年 6 月 24 日から令和 6 年 3 月 19 日まで

(6) 進捗状況（令和 6 年 1 月末日現在）

変更計画出来高 69.6%

実施出来高 70.6%【計画より 1.0%早い】

(7) 工事監督員

建設部建設課 道路グループ主任 小川 貴臣

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 工事施行について（伺い）

起案：令和 5 年 4 月 7 日 確認し適正であった。

(2) 契約保証金及び前払金について

ア 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている（地方自治法第 234 条）。

契約保証金については、「大口町公共工事の施行に関する事務取扱要領」（平成 3 年大口町訓令第 8 号）に基づき適正である。

5,368,000 円【現金納付：契約金額の 1/10 以上】

イ 前払金について、請求なく支払いなし。

(3) 入札状況について

本工事は、「事後審査型制限付き一般競争入札」にて執行していた。

「大口町制限付一般競争入札実施要綱」、「大口町建設工事等に係る予定価格の事前公表事務取扱要領」に基づき適正に執行していた。

「大口町電子入札実施要領」（平成 20 年大口町告示第 19 号）に基づき、令和 5 年 6 月 1 日に落札していた。

令和5年6月14日に仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び「大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により議会の議決（令和5年6月）を得て、適正に本契約（令和5年6月23日）を締結していた。【土木一式工事】

- ・ 公 告：令和5年5月8日
- ・ 一般競争入札参加申出書の提出期間：令和5年5月8日～令和5年5月15日
- ・ 質疑書提出期間：令和5年5月16日～令和5年5月18日
- ・ 入札書提出：令和5年5月29日～令和5年5月31日
- ・ 開 札：令和5年6月1日

(4) 契約関係書類

工事請負契約書は、「大口町公共工事請負契約約款」に基づき、適正に作成されていた。（仮契約：令和5年6月14日）（本契約：令和5年6月23日）を受注者と締結していた。仲裁合意書（令和5年6月23日）を受注者と締結していた。

(5) 支出負担行為決議書

起票日：令和5年6月23日 確認し適正であった。

(6) 工事保険契約

大口町公共工事請負契約約款56条（火災保険等）

- ・ 賠償責任保険証券：あいおいニッセイ同和損保

（令和5年3月14日～令和6年3月14日）であった。年度更新の控えを提出させること。

受注者は、労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険等に加入しているとのことである。

大口町公共工事請負契約約款第56条（火災保険等）により、受注者が火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、保険契約を締結した場合は、発注者に「提示」をしなければならず、火災保険、建設工事保険その他の保険以外の保険に付したときは「通知」をしなければならないと記載しているが、付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましいので確認をお願いします。

【参考】「愛知県土木工事現場必携（令和5年4月）」資料編に登載されている「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）【第14版】令和5年4月1日一部改定」より

【Q：4-8】法定外の労災保険の加入について

どのような保険に加入すればよいのか。

【A】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、

発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険などの種類がある。

*引用：公共工事標準請負契約約款の解説

(7) 現場代理人・主任技術者届及び施工関係下請負届等

現場代理人・主任技術者届等は、（令和5年6月15日）に適正に提出させていた。

(8) 建設業退職金共済に関する書類

受注者は、建設業退職金共済制度^{※1}へ加入している。

「掛金収納書」令和5年6月21日、購入を確認した。

【※1 建設業退職金共済制度】

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

(9) 監督員通知について

建設業法第19条の2第2項等により、請負業者に監督者書面通知を適正に行っていた。（令和5年6月23日）確認した。

監督職員：建設部建設課道路グループ主任 小川 貴臣

4-2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

近隣事業所への影響を最小限に抑えるため、単年度で架設し、当該橋梁の利用が可能となった後に旧橋を撤去する。

(1) 設計

実施設計委託業務者「株式会社三愛設計」であった。

設計図書は適正に作成され、設計内容は適切であった。

(2) 設計業務書類参考資料

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	測量業務共通仕様書	平成 28 年 4 月	
2	国土交通省公共測量作業規定	平成 28 年 3 月	
3	測量成果電子納品要領 (案)	平成 24 年 3 月	
4	道路構造令の解説と運用	平成 27 年 6 月	(社)日本道路協会
5	道路構造の手引き	平成 23 年 4 月	愛知県建設部
6	改訂路面標示設置の手引き	平成 16 年 7 月	(社)日本道路協会
7	愛知県 人にやさしい街づくり	平成 25 年 6 月	大成出版社
8	防護柵の設置基準・同解説	平成 20 年 1 月	(社)日本道路協会
9	解説・河川管理施設等構造令	平成 22 年 4 月	日本河川協会
10	地質・土質調査業務共通仕様書	平成 28 年 4 月	
11	道路橋示方書・同解説	平成 24 年 4 月	(社)日本道路協会
12	カルバート工指針 (道路土工)	平成 27 年 11 月	(社)日本道路協会

(3) 積算

【コスト縮減】

過年度の設計において経済比較した結果、プレテンション方式PC単純床板橋よりも、経済性に優れる斜角門型カルバート形式を採用した。また、施工性についても単年度で施工でき、既設護岸を残しながら施工が可能というメリットもある。

ア 積算

積算基準は、愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表その1、その2」に基づくシステムを導入し、「県設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として3者以上から見積り徴取し、平均値を出し上下30%範囲内での平均見積価格を本工事採用単価としていた。愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表」の価格決定方法に準拠しており、適正であった。

【積算参考基準】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	積算基準及び歩掛表（その1）	令和4年10月1日	愛知県建設部
2	積算基準及び歩掛表（その2）	令和4年10月1日	愛知県建設部
3	建設物価	令和4年4月号	愛知県建設部
4	積算システム武蔵 Ver8	令和4年4月版	(有)ヤマトコーポレーション
5	見積	令和4年4月版	各社

イ 設計内訳書

提出されたものをチェックしたが、内容に問題はなく適正に整備されていた。

4-3 施工に関する書類

(1) 契約代金内訳書及び工程表

本工事の工程表（契約締結日：令和5年6月23日）を確認し適正であった。

(2) 現場代理人・主任技術者届

本工事の現場代理人・監理技術者・主任技術者（令和5年6月15日提出）を確認し適正であった。

(3) 工事下請負届

令和5年11月20日に提出させ適正であった。

(4) 関係諸官庁への届出

- ・道路工事等協議書（道路交通法80条）江南警察署長（令和5年12月4日）
 - ・土地の占用及び工作物の新築等許可（河川法24条及び26条）
橋梁改築及び護岸築造 河川管理者（令和5年8月9日）
橋梁架設（狭間橋）に伴う仮設橋（人道橋）河川管理者（令和5年11月29日）
 - ・特定建設作業実施届出書 大口町（令和5年11月20日）
- 必要な諸手続きは、的確に実施され適正であった。

(5) 工事カルテ

本工事のCORINS（工事实績情報サービス）登録確認

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月 5 日までに実施工程表等に記入させ提出させていた。
工程表に出来高曲線グラフを追記させ出来高数値の根拠を明確にされていた。

(7) 施工体系図

施工体系図は、随時に適正に作成し、提出させ、整備・保管されていた。
体系図は、公衆の見やすい位置に掲示されていた。

(8) 施工体制台帳

本工事の施工体制台帳は、令和 5 年 11 月 20 日に提出させていた。
追加分は随時提出するとの事である。

適切に施工体制台帳を作成させていた。(建設業法第 24 条の 8)

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき、「建設業許可書」、「契約金額のわかる契約書の写し」等を添付させ適正であった。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成 3 年 2 月 5 日建設省通知) より元方事業者からの下請契約を確認した。

また、竣工時に施工体制台帳 (2 次以降の請負契約の写し等：愛知県土木工事現場必携第 2 章書類関係 2-2 書類作成の手引き P2-70 より) を提出させることが必要であるため、竣工段階で再確認をお願いします。

○公共工事においては、平成 27 年 4 月 1 日以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。

(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)

○工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。

(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)

○公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません (公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)

○帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間 (発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては 10 年間) 保存することが義務づけられています。

(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条)

【参考 1】(法第 40 条の 3、規則第 26 条第 2 項三、規則第 28 条)

「愛知県土木工事現場必携 (令和 5 年 4 月)」資料編に記載されている「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き (案)【第 14 版】令和 5 年 4 月 1 日一部改定」より

【Q : 5-2】施工体制台帳に係る元請の義務について

施工体制台帳に関して、元請としてはどのような義務があるか。

【A】

1 施工体制台帳を作成する義務、工事現場ごとに備え置く義務

建設工事を発注者から直接請け負った建設業者(=作成建設業者)は、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の「作成」及び「工事現場ごとに備え置く」ことが義務付けられている。

<建設業法第24条の8第1項>

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第15条第1項)

特定建設業者=建設業者

締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる=下請契約を締結した

2 施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務

上記1に加え、平成13年4月1日から施行された適正化法(※3)に基づき、公共工事について、施工体制台帳の「写しを発注者に提出する」ことが義務付けられている。

(※3)適正化法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をいう。

<「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項>

公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

3 「発注者の点検に応ずる」旨の義務

受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

<「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項>

前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において、「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

【Q：5-4】 施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類については、建設業法施行規則第14条の2第2項で規定されている。また、再下請負通知書に添付すべき書類について建設業法施行規則第14条の4第3項で規定されている。具体的には、以下のとおり。

- (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し
（以下略）

(9) 工程管理

契約時及び施工計画に実施工程表が提出・整備されていた。

変更工事進捗率（令和6年1月末日）実施出来高約70.6%とのことである。

変更工程表 仮設人道橋追加（令和5年11月22日契約）に伴い提出確認。

(10) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。

令和5年8月10日を確認した。

今年、能登地方で震災が発生した。施工計画書における「緊急時の体制及び対応」に大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の現場作業中止基準の数値を明確に示し、その後の体制、避難等の場所も追記させることが望ましい。また、訓練（テスト）を行い、有効性を確認される指導をお願いしたい。

(11) 写真管理

サンプリングで全てを確認できていないが、提示された写真については、適正に整理されていた。今後の不可視部分、設計図書への記載事項については確実に撮影させるよう指示、指導をお願いする。

(12) 変更協議通知

地元調整結果より「歩行者迂回路（仮設橋）」設置 令和5年11月14日

変更設計に伴う工事施行について（伺い）令和5年11月17日 確認し適正であった。

(13) 工事材料関係の書類

工所用材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備・保

管されていた。

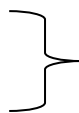
また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

令和5年11月24日付け提出分を確認した。

No1：斜形門型カルバート（工場検査）

～

No9：再生砕石（あいくる材）



No1～No9 までの提出分を確認

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守し、適正であった。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認することである。

(3) 工事完成後、速やかに「建設リサイクルデータ統合システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させること。

・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—

建設副産物情報交換システム【工事ID1214207】を確認し適切であった。

「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」登録証を提出させていただきたい。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受理した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

(以下略)

【参考】「COBRIS」 Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、
「建設副産物情報交換システム (COBRIS/コブリス)」により作成する。
<https://www.recycle.jacic.or.jp>
- ・次のものを添付する。
 - ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
 - イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し（受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）
 - ウ 廃棄物処理委託契約書の写し（受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）
 - エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図写し COBRIS登録
 - オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分施設）を記載した表（フロー図等）
 - カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条第1項、同条例施行規則第3条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

4-5 安全管理に関する書類

- (1) 本工事の安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。
- (3) 仮設分電盤に取扱者名を表示すること。また、施錠できるようにしておくこと。

(2)分電盤、漏電しゃ断機

P154

分電盤、漏電しゃ断機は、適切な取扱責任者を置き、関係者以外が容易に触れることができないよう管理を行うことが必要です。

■チェックポイント

- ① 取扱責任者を決めているか。
- ② 機械等修理中は“修理中”の表示をし、鍵をかけているか。 (安衛則 339)
- ③ 分電盤の前に材料等を置いていないか。 (電技基 18)
- ④ ケーブルの下部の貫通部を通して配線しているか。
- ★⑤ 漏電しゃ断機は正常に作動するか。 (安衛則 333)
- ⑥ 二重絶縁構造になっている機器以外は、漏電しゃ断機を取付けているか。 (安衛則 334)
- ★⑦ アースは正常に接続されているか。 (安衛則 333、電技基 28)
- ⑧ 回路表示をしているか。
- ⑨ 分電盤の設置高さは、現場内 1 m 以上、公道に面した場所 2.5m 以上としているか。
- ⑩ 定期的に接地抵抗値を測定し記録しているか。
- ⑪ 法令で定められた点検（使用前点検、囲い等の点検毎月 1 回以上）を実施しているか。 (安衛則 352,353、電事則 76)

- (4) 現場のトイレ横に燃料タンクがあったが、消火設備がなかった。
消火器を設置しておくこと。

10. 火災・爆発災害防止

災害発生率 0.7%

(1) 消化設備

P167

消化設備は、火気使用場所及び建築物の規模または広さ、取扱われる物の種類等に適応するものを設置することが必要です。

■チェックポイント

- ★① 火気の使用を禁止する標識等は設置しているか。 (安衛則 288)
- ★② 火災予防上の設備は適切か。 (安衛則 291)
- ③ 建築物等の規模又は広さ、取扱われるものの種類等により予想される爆発又は火災の症状に適応した消化設備を設置しているか。 (安衛則 289)

5 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 建設業法等による工事現場掲示物「愛知県現場必携 1-13 (5)」より、請負業者への指導徹底をお願いします。

【参考 3】建設業許可票の記載方法に間違いがあった。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
許可年月日		横35cm以上	

縦25cm以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その業が有する資格簿を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣」については、不要のものを消すこと。

知事

6 技術調査全般

本工事の書類及び現場を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中に必要な書類は整備・保管されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。

使用機材の置き場明示、作業員安全通路の確保など、現場安全管理を徹底して頂きたい。

今後も、発注者監督員として、「施工管理プロセス、施工計画、段階確認検査、材料承認検査等（チェックリスト）一覧」などチェックリストで管理されると、より品質の高い工事目的物が施工される。

また、今後、竣工まで今以上の工事管理の徹底指導を行い、無事故、無災害で完成をお願いします。

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての要望